

普通財産売払い一般競争入札要領

- 1 入札参加者は、入札公告及びこの要領を熟読のうえ、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、市の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、下記受付期間において、次の書類を持参または郵送にて提出してください。

*受付期間：令和8年9月10日（木）から令和8年9月29日（火）まで（必着）

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日及び平日正午から午後5時を除く）

*受付場所：高萩市 総務課（本庁舎3階）

- (1) 様式第1号 普通財産売払い一般競争入札参加申込書
(入札者の印鑑証明書を添付すること。)
(個人の場合：住民票（抄本）を添付すること。)
(法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること)
- (2) 様式第3号 誓約書

- 4 入札は、下記入札日において、次の書類を提出してください。

*入札日：令和8年9月30日（水）午前9時00から

*受付場所：本庁舎3階 会議室3-2

- (1) 様式第2号 入札書
※必要な事項を記載して下さい。
- (2) 様式第4号 委任状（代理人による入札の場合）
※代理人が入札する場合、入札者の委任状（代理人の印鑑証明書を添付すること。また、身分を証明できるものをご持参してください。）

- 5 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印（印鑑登録をしている印鑑）してください。代理人が入札する場合は、申込者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、代理人が押印（印鑑登録をしている印鑑）してください。この場合において、申込者の押印は不要です。

- 6 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回することができません。

- 7 一般競争入札参加申込に参加することができない者として、次の各号のいずれかに該当する者は入札参加申込及び入札は、無効とします。

- (1) 金額その他必要事項を確認し難い場合
- (2) 他の申込者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (3) 記名押印のない場合
- (4) 入札書が鉛筆で書かれている場合

- (5) 入札書の金額が訂正されている場合
- (6) 酒気を帯びて申込する等、適正な申込書配布や受付の実施に支障があると判断される場合
- (7) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わない場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けた者である場合
- (9) 当該土地の利用目的が、反社会的団体がその活動のため利用するなど公序良俗に反する使用に供する場合

- 8 入札金額には、最低売却価格以上の額を記入してください。
- 9 最高額の入札者が2人以上ある場合は、くじにより抽選で落札者を決定します。
- 10 購入申込が成立した時点で契約に対しての説明を行います。
- 11 落札者が、指定された期日までに売買契約を締結しない場合は、その申込は無効となります。

*契約締結：落札決定日から7日以内

*契約締結の際に売払い代金の10%以上の契約保証金（手付金）が必要となります。

ただし、契約締結の際に売払い代金全額を一括で即納する場合は不要です。

- 12 落札者は、売買契約の締結の際、契約保証金として契約金額の10%以上の金額（1円未満切上げ）を、現金により納付しなければなりません。
- 13 落札者は、売払代金から契約保証金を除いた金額を、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入しなければなりません。
- 14 契約保証金は、前記13の金額を期日までに完納したときは、売払代金の一部に充当します。前記13の金額を期日までに完納しなかったときは、市に帰属（没収）することになります。
- 15 入札のご案内及びこの要領に定めのない事項は、すべて地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、高萩市財務規則（平成47年高萩市規則第2号）、高萩市公有財産売払い実施要綱（平成24年8月制定）の定めるところによって処理します。